主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差戻す。

理 由

弁護人宮崎速任の上告趣意について。

被告人は弁護人を選任しその届出をなしたに拘わらず、原審はその後指定した公判期日を弁護人に通知せず、従つて弁護人不出頭のまま審理を終結し、判決宣告期日に有罪判決を言渡したことは、所論のとおりである。これは弁護権の不法な制限であつて、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり、且つ原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。それ故に、原判決を破棄する。(弁護人庄司卓蔵の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない)。よつて刑訴施行法二条、三条の二、刑訴四一一条一号、旧刑訴四四八条の二によ

よつて刑訴施行法二条、三条の二、刑訴四一一条一号、旧刑訴四四八条の二により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 十蔵寺宗雄関与

昭和二七年一月三一日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官